

看護小規模多機能型居宅介護 安あん堀内

重要事項説明書

1. 事業者

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社L I B S |
| (2) 法人所在地 | 愛知県安城市赤松町の場 145 番地 |
| (3) 電話番号 | 0 5 6 6 - 9 1 - 8 7 6 5 |
| (4) 代表取締役 | 太田 崇 |
| (5) 成立年月日 | 平成 2 3 年 4 月 1 日 |

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

看護小規模多機能型居宅介護の事業所 令和 6 年 4 月 1 日

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

(3) 事業所の名称・所在地等

看護小規模多機能型居宅介護 安あん堀内 愛知県安城市堀内町道下 3 2 番地
電話番号 0 5 6 6 - 9 9 - 0 0 3 3 FAX 番号 0 5 6 6 - 9 1 - 0 5 3 3

(4) 当事業所の理念

安城市民の望む在宅療養を叶えるため、看護・介護等が協働し安心安全な介護サービスを提供します。

<基本方針>

- ・本人と家族の望まれる生活に 1 日でも早くできる限り近くなれるよう、本人と家族の自助力を高め支えることに注力します。
- ・要介護者・重度障害者であっても在宅生活を目指せるよう当事業の特性を活かし複合的で柔軟な支援を提供します。
- ・利用者の「自己決定」を尊重し、「自己実現」を図れるよう必要な支援をすることで、「人生は素晴らしい」と思えるようサービスを提供します。

(5) 開設年月日 令和 6 年 4 月 1 日

(6) 登録定員 29名以下(通いサービス定員18名以下、泊まりサービス定員9名以下)

(7) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。泊まりサービスの際に利用される居室は全個室です。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 安城市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日 年中無休

通いサービス 月曜日～日曜日 9時～16時

※ 通いサービスの7時から20時の利用に関しては個別ご相談ください。

訪問サービス 随時

泊まりサービス 月曜日～日曜日 20時～7時

5. 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を順守しています。

従業者の職種

管理者 1名

介護職員及び看護職員 通いサービス 利用者3人に対して1名

泊まりサービス 夜勤職員 1名 宿直職員 1名

訪問サービス 2名(うち1名は看護職員)

介護支援専門員 1名(小規模多機能サービス等計画作成担当者研修修了者)

<主な職種の勤務体制>

管理者 勤務時間：8時30分～17時30分

看護職員 勤務時間：8時30分～17時30分

介護職員 勤務時間：8時30分～17時30分(主な勤務時間)

16時00分～10時00分(夜勤)

介護支援専門員 勤務期間：8時30分～17時30分

宿直者 勤務時間：16時00分～10時00分

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス<サービスの概要>

①通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。

- 食事
 - ・食事の提供および食事の介助をします
 - ・利用者にあった食形態を検討し、提供します
 - ・食事に関することの検討を行い、適切な姿勢や動作を提案します
 - ・食事サービスの利用は任意です
- 排泄
 - ・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行います
 - ・排泄の自立を目指す利用者に対し、適切な援助を行います
 - ・排泄に関わる動作練習を行います
- 入浴
 - ・入浴又は清拭を行います
 - ・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います
 - ・入浴動作獲得に向けた環境調整の検討・提案、動作練習を提供します
 - ・入浴サービスの利用は任意です
- 機能訓練
 - ・利用者の自己決定を尊重し、自己実現を図れるよう、活動面・心身機能面の向上を図ります
- 健康管理
 - ・血圧測定等の全身状態の把握に行います
- 送迎
 - ・契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います

②訪問サービス

- ・利用者の自宅に伺い、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話を提供します。
- ・訪問介護実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます
- ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。
 - ア. 医療行為
 - イ. 契約書もしくは家族からの金銭または高価な物品の授受
 - ウ. 契約者もしくはその家族等の同意なしで行う飲酒及び喫煙
 - エ. 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - オ. その他、契約者もしくは家族等に行う迷惑行為

③泊まりサービス

- ・事業所に宿泊いただき、日常生活上の世話を提供します。

(2) 居宅サービス計画の作成・変更等

事業者の介護支援専門員は、契約者の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、契約者が他の看護小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類

を交付します。

(3) 看護小規模多機能型居宅介護計画について

看護小規模多機能型居宅介護サービスは、契約者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通いサービス、訪問サービス(訪問看護、訪問介護)、泊まりサービスを組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は看護小規模多機能型居宅介護計画を作成し、看護小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び契約者の様態の変化等を把握し、契約者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。計画の内容及び、必要に応じ評価結果等は書面に記載して契約者に説明の上交付します。

7. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口：管理者 大島 基史 受付時間：8時30分～17時30分

(2) 行政機関その他苦情受付期間

安城市福祉部高齢福祉課 0566-76-1111

愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165

愛知県介護保険審査会 052-954-6288

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての計画・要望・助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者家族、地域住民の代表者、当事業所代表及び管理者等

開催：隔月で開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状も急変等に備えて以下を協力医療機関等として連携体制を整備しています。

(1) 協力医療機関

①赤松町わたなべ内科クリニック 住所：愛知県安城市赤松町前川 16-3

診療科目：内科、循環器科 協力科目：内科、循環器科

協力内容：訪問診療、往診、緊急時の入院先の紹介

②JA 愛知厚生連 安城更生病院 住所：愛知県安城市安城町東広畔 28

診療科目：全般 協力科目：全般

協力内容：救急搬送受け入れ

(2) 協力歯科医療機関

①野村歯科 住所：安城市桜井町貝土尻 36 - 2

診療科目：歯科訪問診療、歯科検診

10. 非常災害対策

看護小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。また、非常災害に備え、年2回以上、避難訓練を行います。

<消防用設備> ・消火器 ・火災警報装置機 ・耐震補強用具

11. 事故発生時及び緊急時の対応

事故等が生じた場合、速やかに安城市、契約書の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じます。また、利用者に対して当事業所が行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

事故については事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

利用者のサービス提供中に体調悪化や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医、又は協力機関へ連絡し、必要な措置を講じます。また、利用者のご家族に速やかに連絡いたします。

病状の状況によって、事業所の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

12. 衛生管理

看護小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、事業開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意します。

職員は、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図ります。

13. 秘密保持等の対応

事業所の従業員は、業務上知り得た契約書またはその家族の秘密保持を厳守するために必要な措置を講じます。

14. 身体の拘束等

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束等を行わないようにします。ただし、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記載します。

15. 地域との連携

事業所の運営に当たっては、地域住民または住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

16. 第三者評価実施の有無 第三者評価は未実施です。

実施した直近の年月日 未実施

実施した評価機関の名称

評価結果の開示状況